

高浜市公契約条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月24日

高浜市長 吉岡初浩

高浜市規則第19号

高浜市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高浜市公契約条例（令和5年高浜市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(労働環境の整備について報告を求める公契約)

第3条 条例第9条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。

(1) 予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約

(2) 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務契約

ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「公共施設等」という。）の清掃業務

イ 公共施設等の窓口業務

ウ 給食の調理業務

エ 用務員業務

2 前項第2号の予定価格は、1年以下の契約にあつては当該契約に係る予定価格、1年を超える契約にあつては当該契約に係る予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じて得た額によるものとする。

(労働環境の報告)

第4条 条例第9条の規定による報告は、労働環境確認報告書（様式第1）により行うものとする。

(労働者の申出)

第5条 条例第11条に規定する申出は、賃金等に係る申出書（様式第2）により行うものとする。

（是正指導等）

第6条 条例第13条第1項に規定する指導は、是正措置を求める通知書（様式第3）により行うものとする。

2 条例第13条第2項に規定する報告は、是正措置報告書（様式第4）により提出しなければならない。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。